

白河市自転車活用推進計画

令和5年3月

福島県白河市

< 目 次 >

1. 計画の目的及び位置づけ		
(1) 計画の目的	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画の区域	2
(4) 計画の期間	2
(5) 上位計画並びに関連計画	3
2. 白河市の概況		
(1) 地勢	5
(2) 人口	5
(3) 市内の交通状況	6
(4) 健康・スポーツ面の状況	8
(5) 市内の観光状況	11
(6) 交通安全	15
3. 自転車活用に関する課題		
(1) 市民の意識と自転車の利用環境	19
(2) 市民の健康	19
(3) 観光・地域振興	20
(4) 安全・安心	20
4. 計画の目標と実施すべき施策		
(1) 計画の目標	21
(2) 実施すべき施策	23
(3) 自転車を積極的に利用する道路	25
(4) 自転車ネットワーク整備路線	27
5. 計画の推進について		
(1) 計画の推進体制	36
(2) 計画のフォローアップ及び見直し方法	36

1 計画の目的及び位置づけ

(1) 計画の目的

近年、世界においては、2015年に国連が先進国を含む国際社会全体の2030年に向けた環境・経済・社会についてのゴールとして採択したSDGs（持続可能な開発目標）や同年に採択された地球温暖化対策としての「パリ協定」を大きな道しるべとする取り組みが盛んにおこなわれております。

そのような中、国においては、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする「自転車活用推進法（以下「法」という。）」（平成28年法律第113号）が平成29年5月1日に施行され、平成30年6月に自転車活用推進計画が閣議決定されました。

福島県においても、令和2年3月に「福島県自転車活用推進計画」が策定され、自転車活用の推進が図られています。

本市では、近隣の3市町村を周遊する「やまなみ周遊ルート」と呼ばれる4つのルートや「サイクルコースマップ白河市・西郷村」を設定し、「NSN 自転車旅サイクルマップ」や「NSN ナビチャリ」を作成するなど、広域的な取組による観光振興を図るためのサイクルツーリズム事業を推進しています。

さらに、白河商工会議所青年部の「サイクルロードレース城d'白河」や白河青年会議所の「ツール・ド・しらかわ」などサイクルイベントが開催されています。

また、自転車競技でオリンピック選手を輩出するなど自転車競技が盛んな地域です。

このような中でも、市内での自転車の利用は一部に限られていることから、本市においても、自転車活用の有効性などを広く市民の皆様の暮らしの中に浸透させ、自転車文化が地域に根付くよう、また、自転車の活用を推進することにより、SDGsの17のゴールのうち、3.保健、4.教育、8.成長・雇用、9.イノベーション、11.都市、12.生産・消費、13.気候変動の7つのゴールとパリ協定に関与することができることから、市内全域を対象とする自転車活用推進計画を策定し、自転車活用の推進に取り組むことを目的とします。

(2) 計画の位置づけ

白河市自転車活用推進計画は、SDGsの目標や法及び国・県の推進計画等の関連する各種計画を踏まえ、本市における自転車活用に関する施策の総合的かつ計画的に推進するため、法第11条に基づいて定めるものであり、白河市の自転車施策に関する行政計画として位置づけます。

(3) 計画の区域

計画区域は、白河市全域とします。



(4) 計画期間

自転車活用推進法の目的や理念に則り、自転車の活用を推進するには、様々な課題の克服に加え、長期的な視点に立った取組が必要であることから、白河市の自転車活用推進計画の期間については、令和5年度～令和9年度までの5年間で計画期間とします。

		計画期間									
		令和	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
白河市自転車活用推進計画						必要に応じて見直し					
参考		→									
福島県自転車活用推進計画		→									

(5) 上位計画並びに関連計画

①白河市関連計画

自転車活用推進に関連する本市の計画を以下に挙げます。

計 画 名 【 主な関連分野 】	計画年度
○ 白河市第2次総合計画・基本構想 〃 後期計画 【交通安全対策の充実】 【健康づくり・健康管理の推進】 【観光振興】 【文化・スポーツの振興】 【快適な道路網の整備】 【資源循環社会の形成】	平成25年度～令和4年度 平成30年度～令和4年度
○ 白河市都市計画マスタープラン 【道路交通網の整備方針】	平成21年度～令和10年度
○ 白河市みらい創造総合戦略	令和2年度～令和6年度
○ 白河市観光振興計画 【観光ビジネスとの連携】	令和2年度～令和6年度
○ 第2次白河市地域福祉計画	平成30年度～令和4年度
○ 第2次いきいき健康しらかわ 「白河市健康増進計画・自殺対策計画」	令和元年度～令和5年度
○ 生涯学習推進計画	平成30年度～令和4年度
○ 第3次白河市環境基本計画	令和3年度～令和12年度



- ②白河市を含む広域計画（白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、鮫川村の県南9市町村）

計 画 名 【 主な関連分野 】	計画年度
○ しらかわ地域定住自立圏 第2期共生ビジョン 【健康増進】【教育「スポーツ振興」】 【観光振興】【道路等インフラの整備】	令和2年度～令和6年度



2. 白河市の概況

(1) 地勢

本市は、那須連峰を望む福島県の南部中央に位置し、市の中心部から県庁所在地福島市まで約90km、東京都心までは約185kmの距離にあります。市域は東西に約30km、南北に約30km広がり、総面積は305.32km²となっており、約半分を山林が占めています。

市内には、阿武隈川、社川、隈戸川をはじめとした河川が縦横に流れ、これらの源流域には、優良農地が広がり豊かな田園風景を形成しています。

交通面では、都心まで約1時間30分で結ぶ東北新幹線をはじめ、東北自動車道、車で30分の距離にある福島空港など高速交通体系に恵まれ、JR東北本線、国道4号、289号及び294号などにより、首都圏とのアクセスや広域的な交通の利便性に富んでいます。

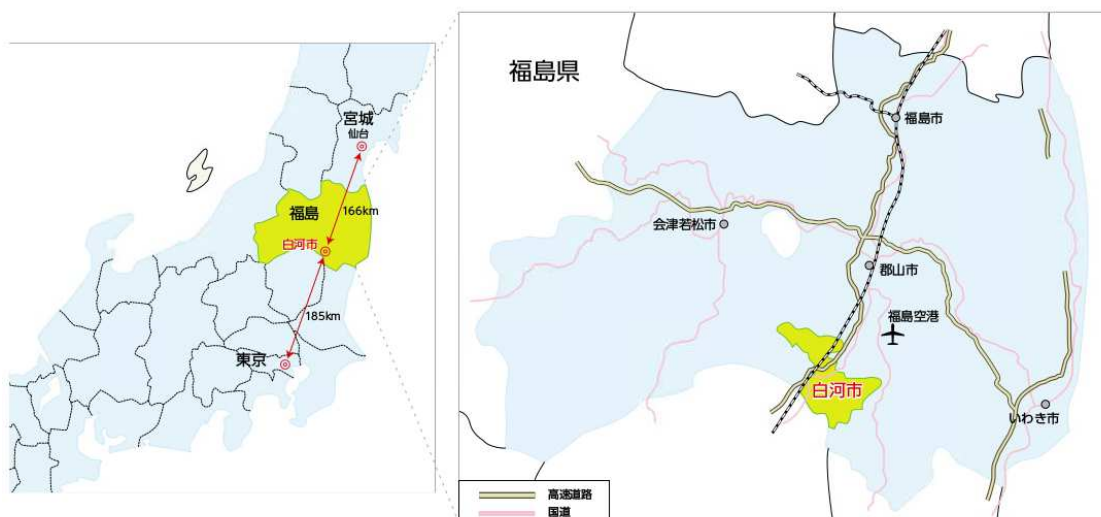


図2-1 白河市の位置図

(2) 人口

本市の人口は、平成22年国勢調査において64,704人でしたが、令和2年には59,491人と減少し、令和17年には50,840人まで減少すると推計されています。また、本市の人口構成は、国・県と比較すると、高齢化率は若干低い状況にありますが、人口が減少し高齢化率は年々増加しています。

表 2-1 人口の推移（推計含む）

（単位：人 構成比：％）

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和17年
年 齢	0～14歳 （年少人口）	11,253 17.0	10,311 15.7	9,501 14.7	8,071 13.2	6,995 11.9	5,099 10.0
	階 層	15～64歳 （生産年齢人口）	42,325 64.1	41,668 63.4	40,373 62.4	37,135 60.5	34,109 58.2
別 人 口	65歳以上 （高齢人口）	12,470 18.9	13,723 20.9	14,682 22.7	16,151 26.3	17,546 29.9	19,141 37.7
	不明	0	5	148	556	841	0
合計		66,048	65,707	64,704	61,913	59,491	50,840

※国勢調査より。推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した将来予想

（3）市内の交通状況

①道路

市内には、東北自動車道と国道4号が南北に、国道289号が東西に貫き、さらに、市内中心部では国道294号白河バイパスが令和5年2月に全線開通したところです。

また、主要地方道が7路線、その他の一般県道が12路線あります。

本市が管理する道路は1,897路線あり、内、一級市道が53路線、2級市道が55路線となっております。道路の舗装率を72.0％に、道路改良率を60.0％にすることを目標に掲げ、国・県道とのネットワーク等を踏まえながら市道の整備を進めています。

また、歩行者、自転車の通行に供するため独立した路線である独立専用自歩道（※）は11路線で、その延長は6,163mとなっております。

表 2-2 市道の概況

令和4年4月1日現在

路線数	総延長	改良済延長	改良率（％）	舗装済延長	舗装率（％）
1,897	1,024.0km	601.2km	59.3	703.8km	70

表 2-3 独立専用自歩道の状況

令和4年4月1日現在

路線数	総延長（m）
11路線	6,163

※ 独立専用自歩道とは、歩行者用あるいは自転車の通行用に供するため、独立した路線として認定したもの

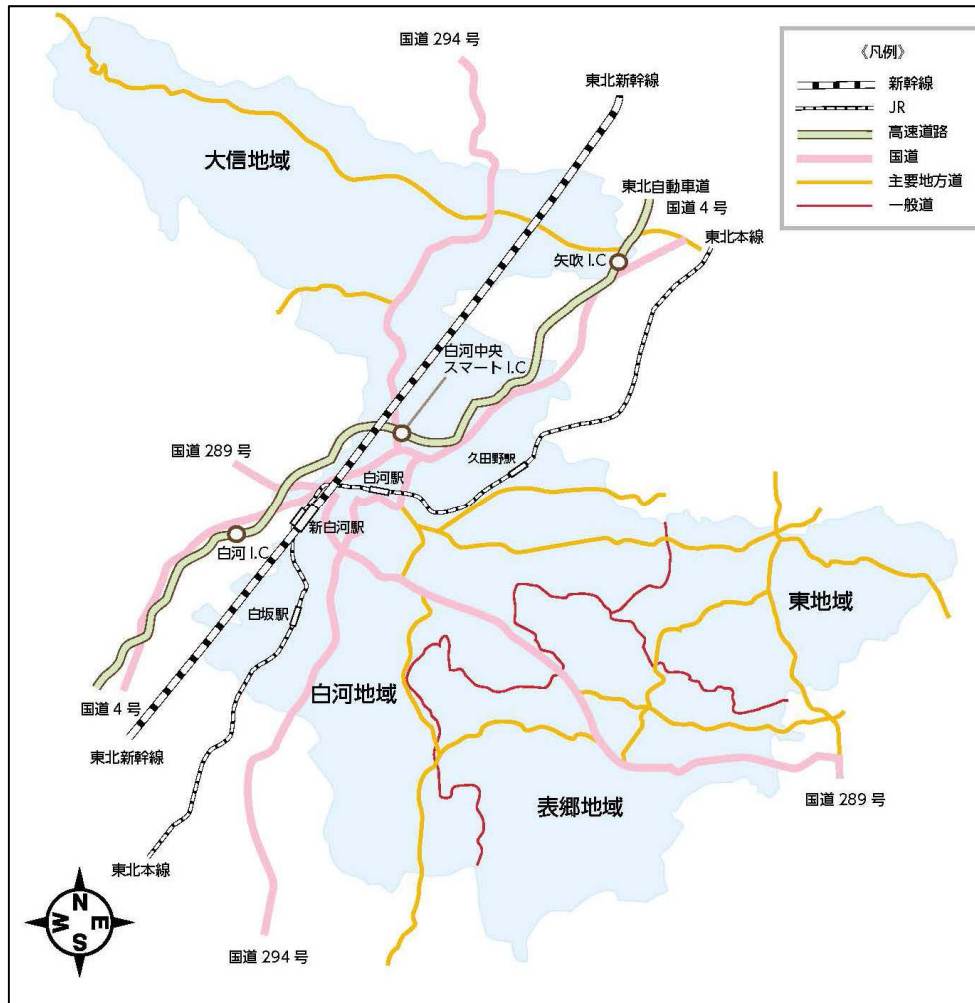


図 2-2 白河市の主要交通

②自家用車利用状況

市内の主な交通手段として、鉄道、バス、自家用車、自転車並びに徒歩などが挙げることができます。令和2年の国勢調査結果によると、市内の自家用車利用率（15歳以上自宅外就業者・通学者）は83.4%であり、全国平均49.5%や福島県77.7%と比較しても移動時における自動車への依存度が高い状況となっています。

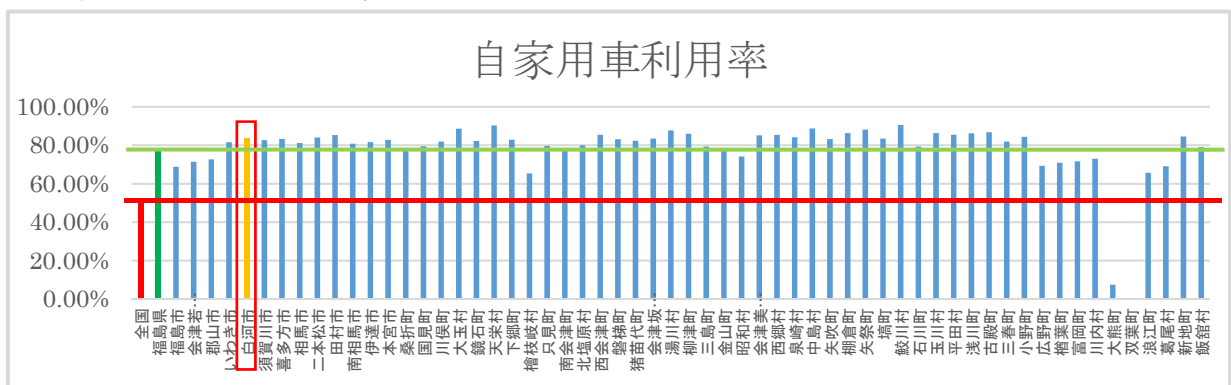


図 2-3 県内市町村の自家用車利用率（出典：令和2年国勢調査）

表 2－5 主要死因の市・県の比較

	市			県		
	死亡原因	件数	割合	死亡原因	件数	割合
1位	悪性新生物	187	26.15%	悪性新生物	6,233	24.93%
2位	心疾患	134	18.74%	心疾患	4,000	16.00%
3位	脳血管疾患	73	10.21%	脳血管疾患	2,233	8.93%
4位	老衰	48	6.71%	老衰	2,459	9.83%
5位	肺炎	46	6.43%	肺炎	1,587	6.35%
	その他	227	31.75%	その他	8,492	33.96%
合計		715			25,004	

(出典：福島県保健統計の概況)

また、令和元年度の医療費における生活習慣病疾病内訳抜粋を見ても、糖尿病、高血圧については、国、県、同規模自治体と比べまだまだ高い状況となっていることから、生活習慣病についても対策が必要です。

表 2－6 医療費における生活習慣病疾病内訳抜粋

	市	県	同規模	国
	割合	割合	割合	割合
糖尿病	6.7%	6.3%	5.8%	5.4%
高血圧	4.4%	4.3%	3.8%	3.5%
脂質異常症	2.4%	2.8%	2.6%	2.6%
虚血性心疾患	1.5%	1.8%	1.7%	1.7%
脳血管疾患	1.3%	2.2%	2.2%	2.2%
腎不全	3.4%	3.9%	4.6%	4.9%
再掲 腎不全(透析あり)	3.3%	3.6%	4.3%	4.6%
慢性閉鎖性肺疾患(COPD)	0.3%	0.2%	0.4%	0.3%

(出典：第2期白河市国民健康保険データヘルス計画中間評価・見直し)

②スポーツ活動の状況

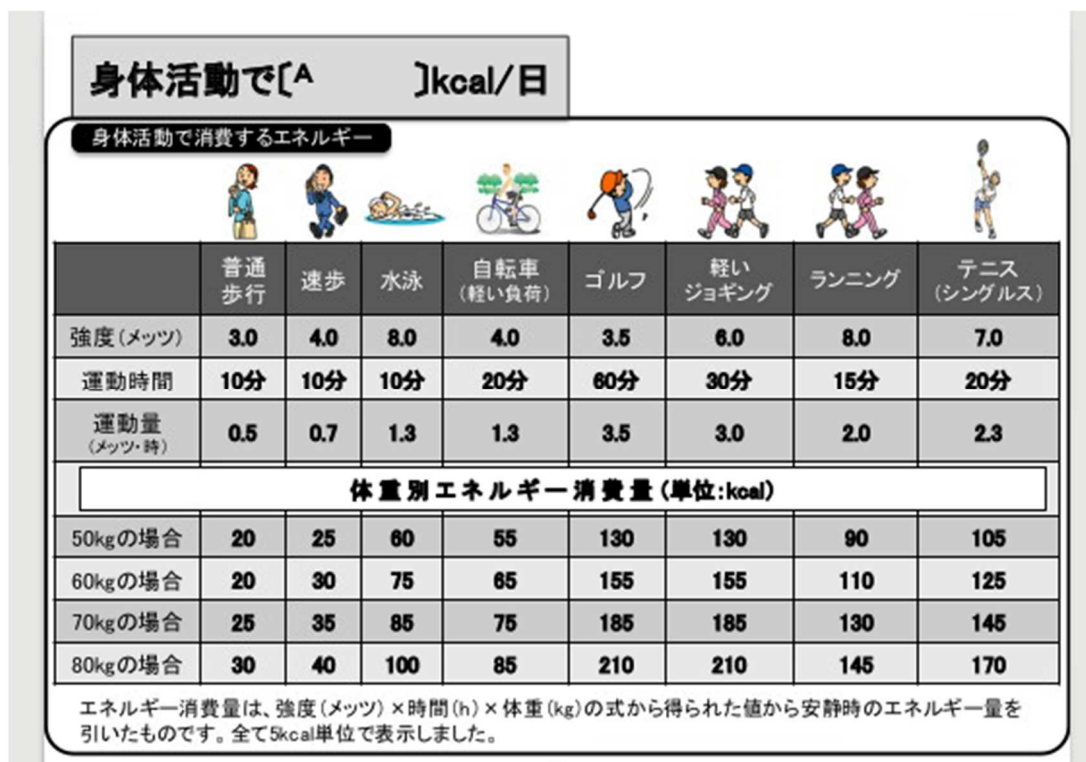
令和2年に1, 500人を対象とした「白河市のスポーツに関するアンケート調査」で、1年間に行った運動やスポーツ(複数回答有)については、下記表2-7のとおりであり、ウォーキング、ゴルフ、体操並びにランニングが好まれる傾向であり、自転車についても一定の利用者があります。

表 2-7 スポーツ活動状況

順位	種目	人数	順位	種目	人数
1	ウォーキング	372	11	登山	15
2	ゴルフ	102	12	スキー	14
3	体操	101	13	ソフトボール	13
4	ランニング	68	14	バスケットボール	13
5	バドミントン	51	15	ソフトテニス	11
6	水泳	43	16	スポーツジム	11
7	卓球	31	17	ヨガ	11
8	野球	26	18	自転車	11
9	バレーボール	24	19	行っていない	173
10	ダンス	18	20	その他(無回答含む)	103

(出典：令和2年白河市のスポーツに関するアンケート調査)

また、主なスポーツ活動の時間に対するカロリー消費量について、厚生労働省から示されており、その中に、自転車の消費カロリーも記載されています。



(出典：厚生労働省健康づくりのための身体活動基準 2013)

図 2-5 活動ごとの消費カロリー

(5) 市内の観光状況

①観光交流人口

本市の観光客入込数は、東日本大震災の発生により、震災前（平成22年）の約6割まで落ち込んでいましたが、平成25年から平成28年にかけて増加しており、震災前の水準を上回って推移していましたが、コロナ禍の影響により、震災時の水準まで落ち込んでいます。

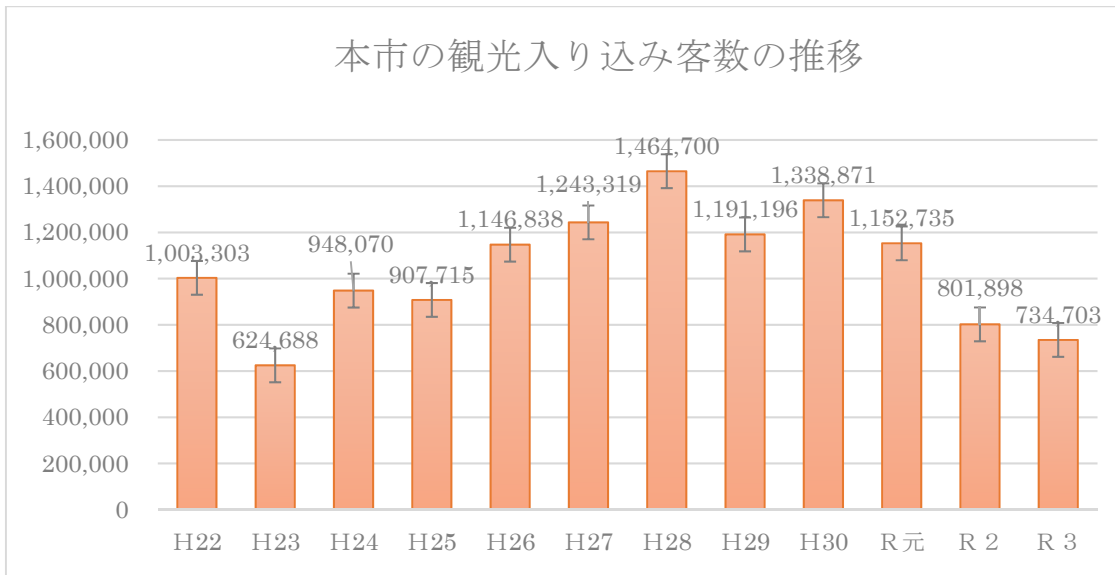


図2-6 本市の観光入込客数の推移 (出典：福島県「観光客入込状況」)(単位：人)

主な観光地は、小峰城跡、南湖公園並びに白河関の森公園等であり、小峰城跡は東日本大震災で崩落した石垣の修復が進められ、三重櫓の公開を再開してから、特に増加傾向にありましたが、近年は、コロナ禍の影響で低迷しています。

表2-8 本市の施設別観光入込客数の推移 (単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
南湖公園	482,460	483,420	496,466	411,055	447,760
小峰城跡	80,782	87,140	98,888	50,963	49,821
白河関の森公園	93,372	103,023	84,938	60,035	79,725
白河フラワーワールド	12,932	11,524	8,280	3,639	13,371
白河ゴルフ倶楽部	40,757	43,684	43,721	45,481	44,983
きつねうち温泉	92,239	84,749	93,333	57,918	68,529
福島文化財センター(まほろん)	28,217	27,520	24,397	12,242	11,598
翠楽苑	24,123	24,171	20,473	13,355	13,916
白河関の里	22,814	27,640	—	—	—
聖ヶ岩ふるさとの森	—	—	10,239	7,210	—
その他(イベント等)	313,500	446,000	272,000	140,000	5,000

(出典：福島県「観光客入り込み客数」)

②レンタルサイクル

本市では、新白河駅前の東京第一ホテル新白河と白河駅前の白河観光物産協会にレンタサイクルを設置しています。



図2-7 レンタサイクル（出典：白河観光物産協会HPより）

表2-9 レンタサイクル貸出し実績

単位：台

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
白河観光物産協会	18	24	11	52	105

③サイクルツーリズム事業

本市では、西郷村及び那須町とともに、「やまなみ周遊ルート」と呼ばれる3市町村を周遊する3つのルートを設定し、サイクルマップを作成するとともに、南湖公園や白河関の森公園などの観光スポットにサイクルラックや空気入れを常設するなど、サイクルツーリズム事業を推進しています。

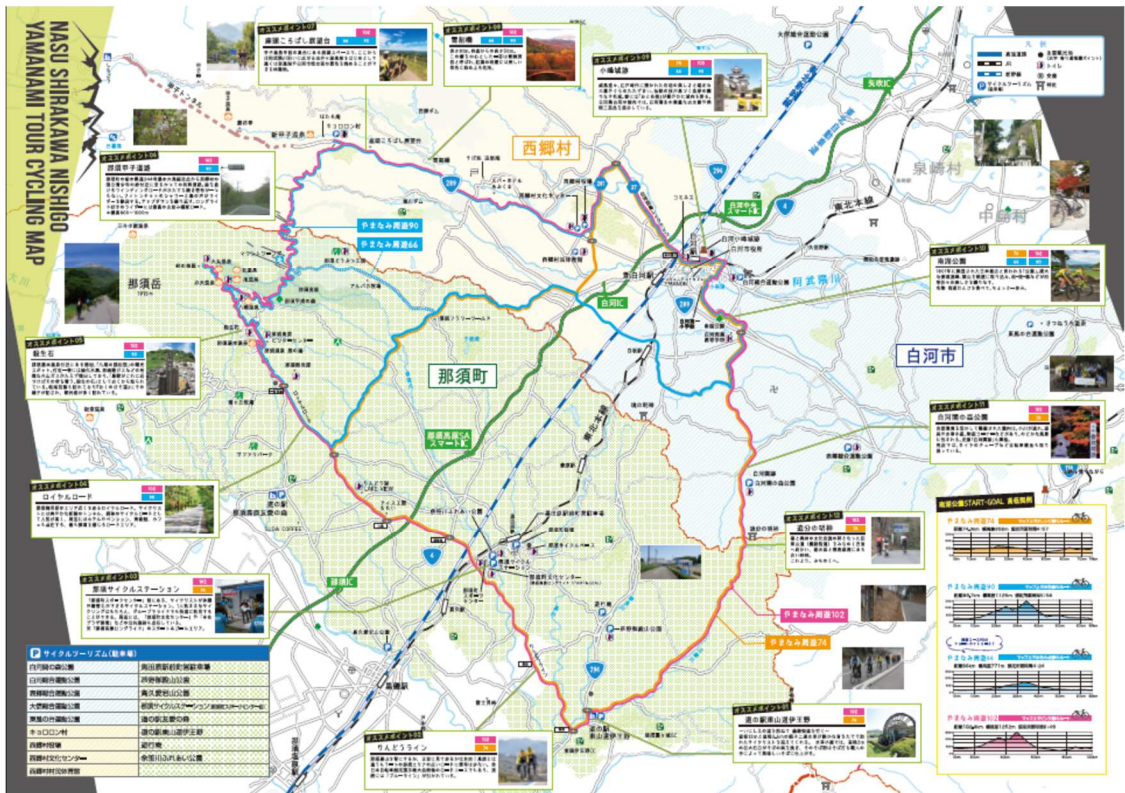


図2-8 やまなみ周遊コースMAP (出典：NSN自転車旅HPより)

④自転車大会及びイベント

白河商工会議所青年部による、未就学児から年齢制限のない混合部門まである白河駅前の道路等を使用したサイクルイベント「サイクルロードレース城d'白河」や、白河青年会議所による、しらかわ地方(白河市、西郷村、矢吹町、中島村、矢吹町)の観光名所や特産品を味わうことができるロングライドイベント「ツール・ド・しらかわ」が定期的で開催されています。



図2-9 Girod' shirakawa2018 (出典：「さあいこう！白河Project」実行委員会HP)

白河市・西郷村・泉崎村・中島村・矢吹町
魅力あふれる福島県南5市町村をまわるサイクルイベント!

おかえり、しらかわ!
ただいま、しらかわ!

Tour de Shirakawa
ツール・ド・しらかわ
4th

申込締切 8.25 まで

2019 9.23 雨天決行 祝

113km 300名限定 / ¥8,000 (お茶代) 65km 200名限定 / ¥7,000

スタート/東風の台公園
時間/午前7:00～午後5:00
(受付時間午前5:30～午前6:30)

参加申込は 下記QRコードへ!

主催 ツール・ド・しらかわ実行委員会

協力 JCI Junior Chamber International SHIRAKAWA 公益社団法人白河青年会議所
 協賛 白河市・西郷村・泉崎村・中島村・矢吹町 公益社団法人白河青年会議所 白河市観光協会 NPO
 法人さんまネットワーク 福島県秋吉レレレ 福島県レレレ 福島県レレレ 福島県レレレ 福島県レレレ
 法人さんまネットワーク 福島県秋吉レレレ 福島県レレレ 福島県レレレ 福島県レレレ 福島県レレレ
 法人さんまネットワーク 福島県秋吉レレレ 福島県レレレ 福島県レレレ 福島県レレレ 福島県レレレ
 法人さんまネットワーク 福島県秋吉レレレ 福島県レレレ 福島県レレレ 福島県レレレ 福島県レレレ

お申し込み SPORTS ENTRY エントリー専用ダイヤル TEL 0570-550-046

お問い合わせ (公社)白河青年会議所内 ツール・ド・しらかわ実行委員会事務局 TEL 0248-22-8289

詳しい内容はWEBへ! ツール・ド・しらかわ 検索

図2-10 (出典:「ツール・ド・しらかわ実行委員会」HPより)

⑤タンデム自転車

本市を含む福島県内では、令和元年11月1日から2人乗りの「タンデム自転車」の公道での走行が可能となり、観光振興や視覚障害者スポーツの普及につながることを期待されています。



図2-11 タンデム自転車 (福島県自転車活用推進計画より)

※タンデム自転車とは、2人の利用者としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車です。一般的な「普通自転車」には、該当しないため、注意が必要です。例えば、歩道は通行できません。車両用の信号に従わなければなりません。など

(6) 交通安全

①交通死亡事故

白河警察署管内の交通事故による24時間死者数は、昭和44年の37人をピークに、その後、昭和59年に15人に半減し、さらに、平成25年、平成28年には最少の1人を記録しました。

また、市内における直近での自転車の単独転倒による死亡事故については平成30年に起きています。

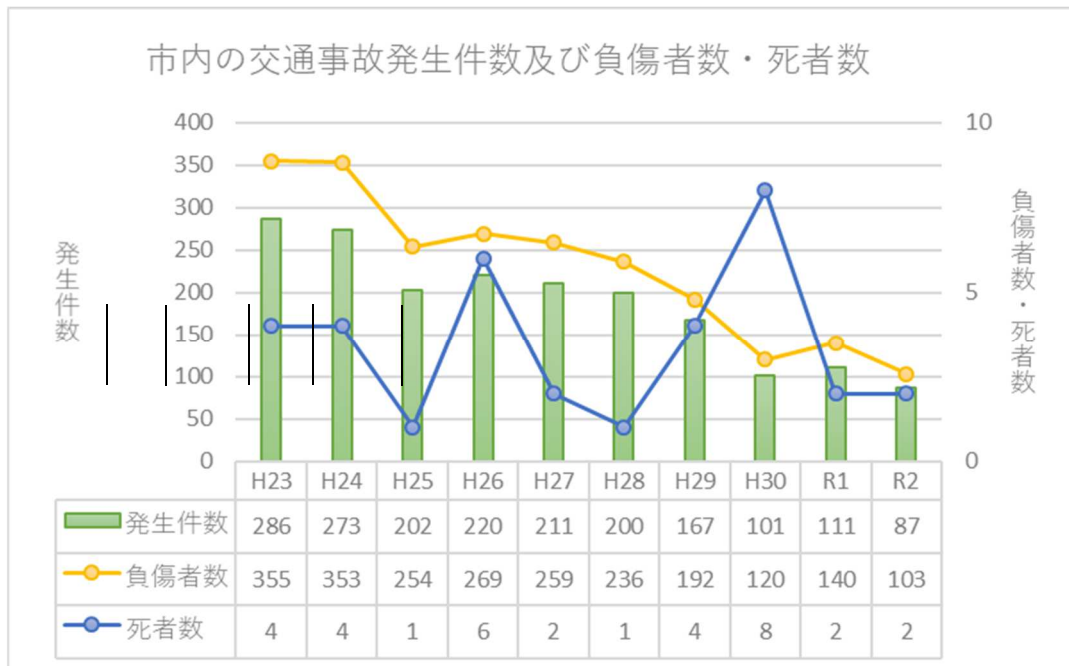


図2-12 資料：交通白書「第4白河警察署管内の交通事故」（白河警察署）

②ゾーン30

小学校の通学路や住宅街などにおいて、区域を定めて最高速度30km/hの速度規制を実施するとともに、通過交通の抑制を行い生活道路における歩行者の安全を確保するものであり、本市では、平成25年度より下記の区域が設定されています。

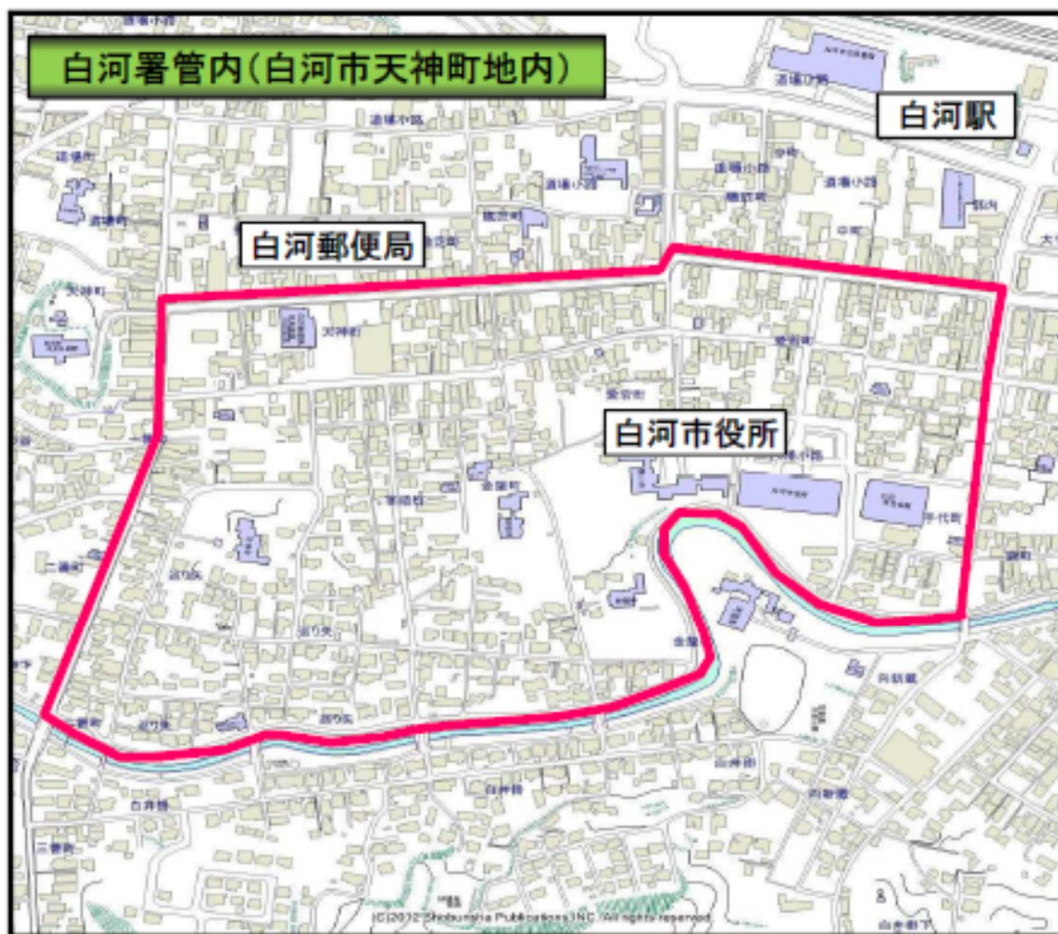


図 2 - 1 3 ゾーン 3 0 (出典：福島県警HPより)

③駐輪場、自転車等放置禁止・規制区域

本市では、自転車等利用者の利便を図るため、市内の各JR駅に駐輪場を設置し、鉄道を利用する学生のと通勤者に活用されています。

また、「白河市自転車等放置防止条例」により、公共の場所における自転車等の放置防止を図っています。

表 2 - 1 0 市内等JR駅駐輪場の状況

駅名	所在地	収容可能台数(台)
白 河 駅	白河市郭内1番地167	380
新 白 河 駅	西郷村大字小田倉字道南115番地	150
久 田 野 駅	白河市久田野田中36番地1	50
白 坂 駅	白河市白坂大倉矢見86番地7	35



図 2 - 1 4 白河市自転車等放置禁止・規制区域図

④自転車の安全利用について

本市では、警察署等の関係機関と連携を図り、交通教育専門員を設置し、地域の要望に応じながら、自転車の安全利用のための交通安全教室を開催しています。この中で、令和 5 年 4 月からヘルメット着用が努力義務化されたことについても周知を図っていきます。



図 2 - 1 5 市内での交通安全教室の状況

表 2 - 1 1 交通安全教室の開催状況

単位：回

年度 回数	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	10	6	8	0	2	5

⑤自転車損害賠償責任保険等への加入

福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の公布により、令和4年4月1日から自転車利用者(未成年者の保護者を含む)や、事業活動において自転車を利用する事業者などに自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されました。

参考資料

自転車安全利用五則

1：車道が原則、左側を通行

歩道は例外、歩行者を優先

2：交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

3：夜間はライトを点灯

4：飲酒運転は禁止

5：ヘルメットを着用

3 自転車活用に関する課題

(1) 市民の意識と自転車の利用環境

・過度に車に頼らない日常生活の確保

本市では、自家用車の利用率が約8割であり、日常生活において、自動車による移動の依存度が高いことから、災害時における交通機能の維持などのため、過度に車に頼らない日常生活を確保していくことが課題となっています。

・環境負荷の低減

本市の市民一人当たりの自動車地用による年間CO₂排出量は、全国平均を上回っていることから、地球温暖化物質であるCO₂排出量を削減するため、CO₂を排出しない自転車の利用を広めていく必要があります。

・安全で快適な自転車走行空間の確保

令和元年度の市民満足度調査において、市道等への満足度は低い状況であることから、快適な道路網の整備が必要です。

また、本市の自転車利用率（7.5%）は、全国平均（16.0%）及び福島県平均（10.1%）に比べ低い状態であるため、利用促進に向けて自転車走行空間を整備していく必要があります。

・自転車利用空間の充実

本市では、市内の各JR駅に駐輪場を設置し、自転車等放置禁止・規制区域を定めていることから、駅前周辺での放置自転車や自転車の違法駐輪は少ない状況です。

しかしながら、駅前以外は自転車専用の駐車スペース等が少ない状況です。

(2) 市民の健康

・身体活動・運動、社会参加の充実

市民の死因のうちメタボリックシンドロームに起因する疾患も多く、また、市民の運動不足も懸念されることから、健康増進のため、日頃から「自然に」「楽しみながら」身体活動や運動に親しむ環境づくりを進め、健康づくりへの関心を高めていく必要があります。

また、体育・スポーツ団体等と連携し、各種教室や大会の充実を図るとともに、市民がスポーツ活動をする機会を積極的に提供していく必要があります。

(3) 観光・地域振興

・観光交流人口の更なる増加へ向けた新たな取組

平成22年に100万人を超えていた本市の観光入込客数は、東日本大震災により、一時的に減少し、平成26年以降は震災前より増加していましたが、近年は新型コロナウイルス感染症の影響により冷え込み、その後大きな増加は無いことから、更なる交流人口増加のため、新たな取組を進めていく必要があります。

・スポーツ交流

本市の豊かな自然環境や地域資源を活かしたスポーツ大会等の開催は、本市の魅力を全国に発信し、交流人口の拡大や地域の活性化が図られるなど、様々な効果をもたらすことから、スポーツ団体等と連携を図りスポーツ大会、イベント等の開催やスポーツ合宿等の誘致に努める必要があります。

(4) 安全・安心

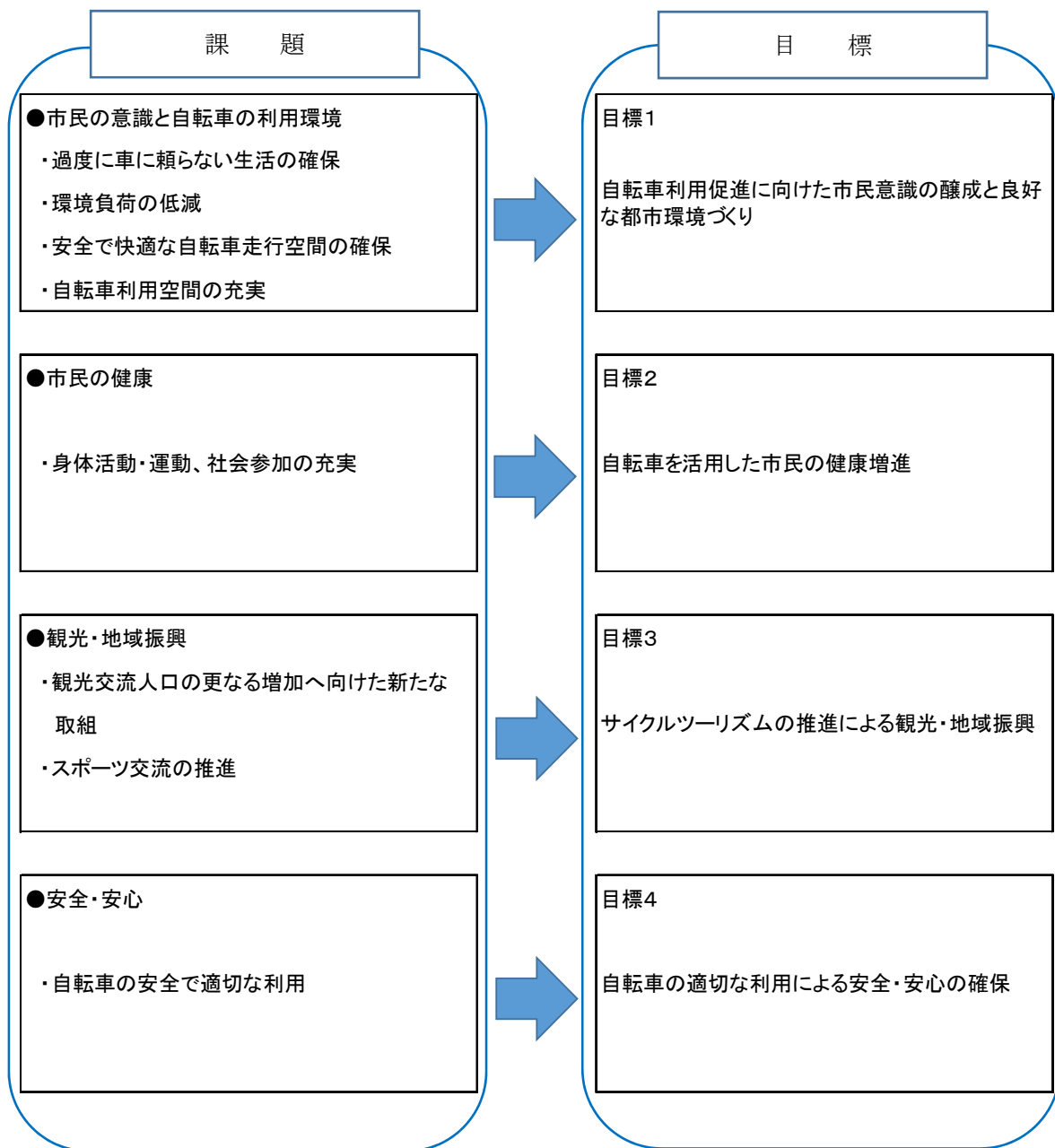
・自転車の安全で適切な地用

本市における自転車死亡事故は、近年では、平成30年度に1件だけでしたが、全国的には、自転車と歩行者、自転車同士の死亡事故も発生し、高額な賠償請求がなされるケースがあります。

自転車利用にあたっては、自転車の交通ルールやマナーに関する十分な理解が必要であり、交通安全教育の充実を図るなど、自転車の安全で適切な利用を啓発していく必要があります。

4 計画の目標と実施すべき施策

(1) 計画の目標



目標 1

自転車利用促進に向けた市民意識の醸成と良好な環境づくり

本市は、自動車による移動の依存度が高いことから、誰もが身近で快適に自転車を活用できる環境整備を行うとともに、地球温暖化物質であるCO₂排出削減などの環境負荷を低減していくため、市民意識を醸成する取り組みを行い、自動車に頼らないライフスタイルへ転換を図る。

目標 2

自転車を活用した市民の健康増進

市民が自転車を活用する機会の創出、自転車活用の有効性の発信により、自転車の日常利用を促進し、市民の生活習慣病の改善や健康増進を図る。

目標 3

サイクルツーリズムの推進による観光・地域振興

観光誘客に向けて「やまなみ周遊コース」や小峰城跡、南湖公園、白河関の森公園並びに表郷総合運動公園や聖ヶ岩ふるさとの森、きつねうち温泉など市内の地域資源を最大限に活用し、サイクルツーリズムやサイクルスポーツ交流などの取り組みを官民が一体となって行い、観光交流人口の拡大や地域の活性化を図る。

目標 4

自転車の適切な利用による安全・安心の確保

安全で安心な自転車利用を確保するため、利用者の世代に応じた安全教育やマナーの啓発活動を実施し、適切な自転車利用環境の向上を図る。

また、「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」において自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されたことを踏まえ、当該保険の周知と加入促進を図る。

(2) 実施すべき施策

① 自転車利用促進に向けた市民意識の醸成と良好な都市環境づくり

自転車利用を促進し自動車から自転車への転換を図るため、自転車走行空間のネットワーク化と身近で快適な自転車走行空間の整備し、適正な維持管理を行うとともに、環境対策に自転車利用が有益であることを、イベントや環境教育などをおして啓発していきます。

○具体的取組

- ・自転車走行空間のネットワーク化と道路事情に応じた自転車走行空間の整備（観光課、道路河川課、都市計画課）
- ・分かりやすい案内誘導サインの設置（都市計画課、道路河川課）
- ・整備路線等の適正な維持管理（道路河川課、国、県）
- ・サイクルトレイン、サイクルバス（鉄道、バス等への自転車の持込、積載など）の充実（企画政策課）
- ・自転車通勤推進宣言企業（国交省創設）の取得を支援し、自転車通勤を奨励（環境保全課）

② 自転車を活用した市民の健康増進

自転車通勤の奨励やサイクルスポーツ・イベントに親しむ機会の提供など、市民自らが自転車を利用したくなるきっかけづくりを行い、日常生活での自転車利用を促進し、市民の健康増進を図ります。

○具体的取組

- ・自転車走行空間のネットワーク化と道路事情に応じた自転車走行空間の整備【再掲】（観光課、道路河川課、都市計画課）
- ・日常利用についての情報発信（健康増進課）
- ・サイクルスポーツ教室・イベントの充実（生涯学習スポーツ課、観光課）

③ サイクルツーリズムの推進による観光・地域振興

やまなみ周遊コースや通学路、観光施設や総合運動公園などを軸として、路面表示や案内誘導サインなどの走行環境や休憩施設等を整備し、観光・地域振興を図ります。

また、事業者と連携を図りサイクリストの受入環境を整備します。

○具体的取組

- ・自転車走行空間のネットワーク化と道路事情に応じた自転車走行空

間の整備【再掲】（観光課、道路河川課、都市計画課）

- ・ 分かりやすい案内誘導サインの設置【再掲】（観光課、都市計画課、道路河川課）
- ・ 新たなビューポイント、周遊ツアーコース新設等による情報発信（観光課）
- ・ レンタサイクル（タンデム自転車も含め）、セルフメンテナン斯拉ーム、休憩所を備えたサイクルステーションの整備（観光課）
- ・ サイクルトレイン、サイクルバス（鉄道、バス等への自転車の持込、積載など）の充実【再掲】（企画政策課）

④ 自転車の適切な利用による安全・安心の確保

交通安全教室などによる自転車ルール、マナーに関する安全教育を実施していきます。また、歩行者などに危険を及ぼす自転車通行に対する指導取締りを推進し、地域住民、学校及び警察等と連携し、自転車を安全に利用できる環境を創出します。

また、「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」において、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されたことを踏まえ、当該保険の周知と加入促進を図ります。

○具体的取組

- ・ 自転車交通安全の推進（生活防災課）
- ・ 自転車マナーブックの配布（生活防災課）
- ・ 駐輪場の充実（生活防災課）
- ・ 自転車保険の周知と加入促進（生活防災課）

(3) 自転車を積極的に利用する道路（路線の選定）

自転車走行空間のネットワーク形成にあたっては、自転車歩行者道や、サイクルツーリズムの活用状況、市内の主要施設、通勤・通学、近隣町村との往来など、具体的な利用状況や道路網を踏まえ設定します。

① 独立専用自歩道

歩行者、自転車の通行に供するための路線として市道等認定したもの

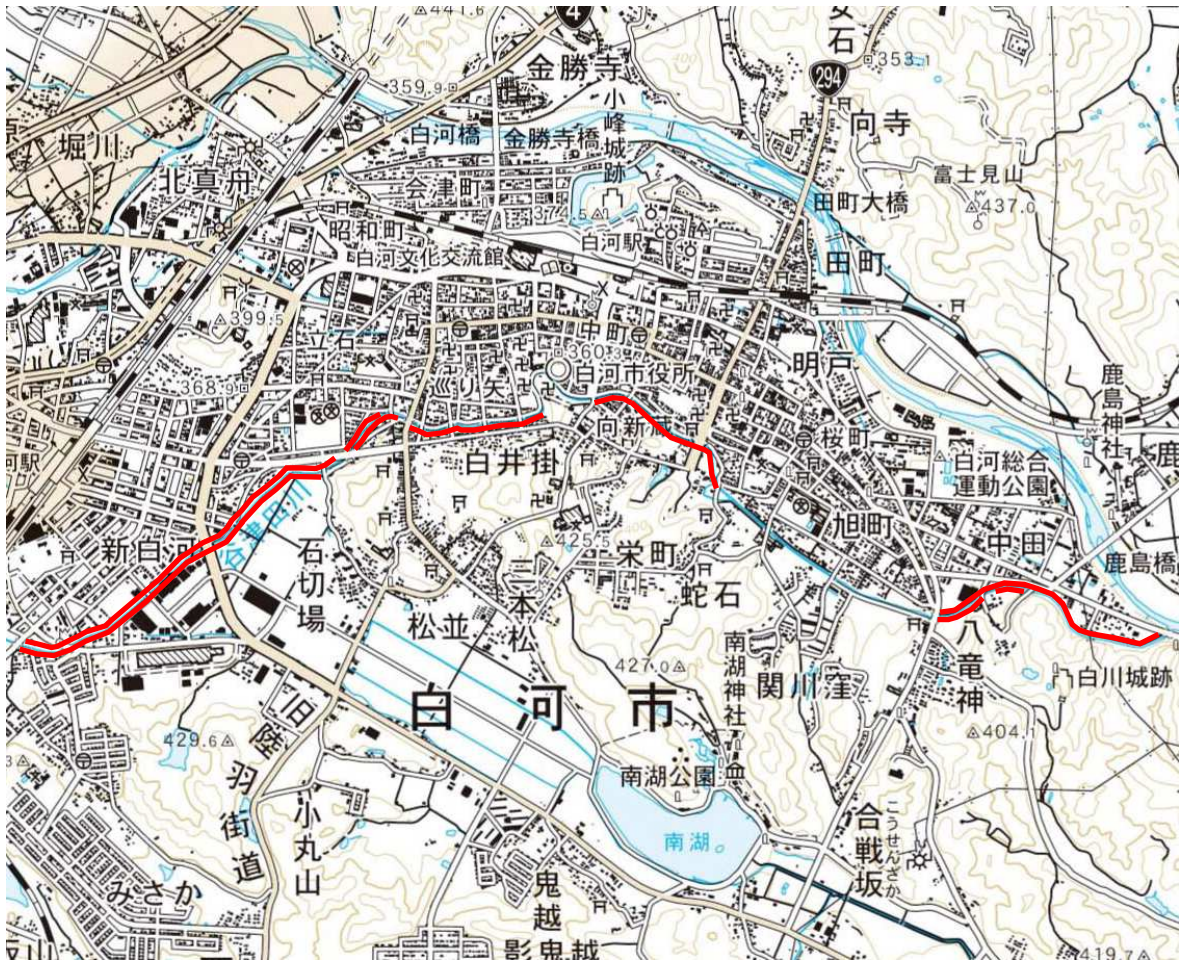


図4-1 独立専用自歩道

②やまなみ周遊コース

やまなみ周遊コースとして設定した路線

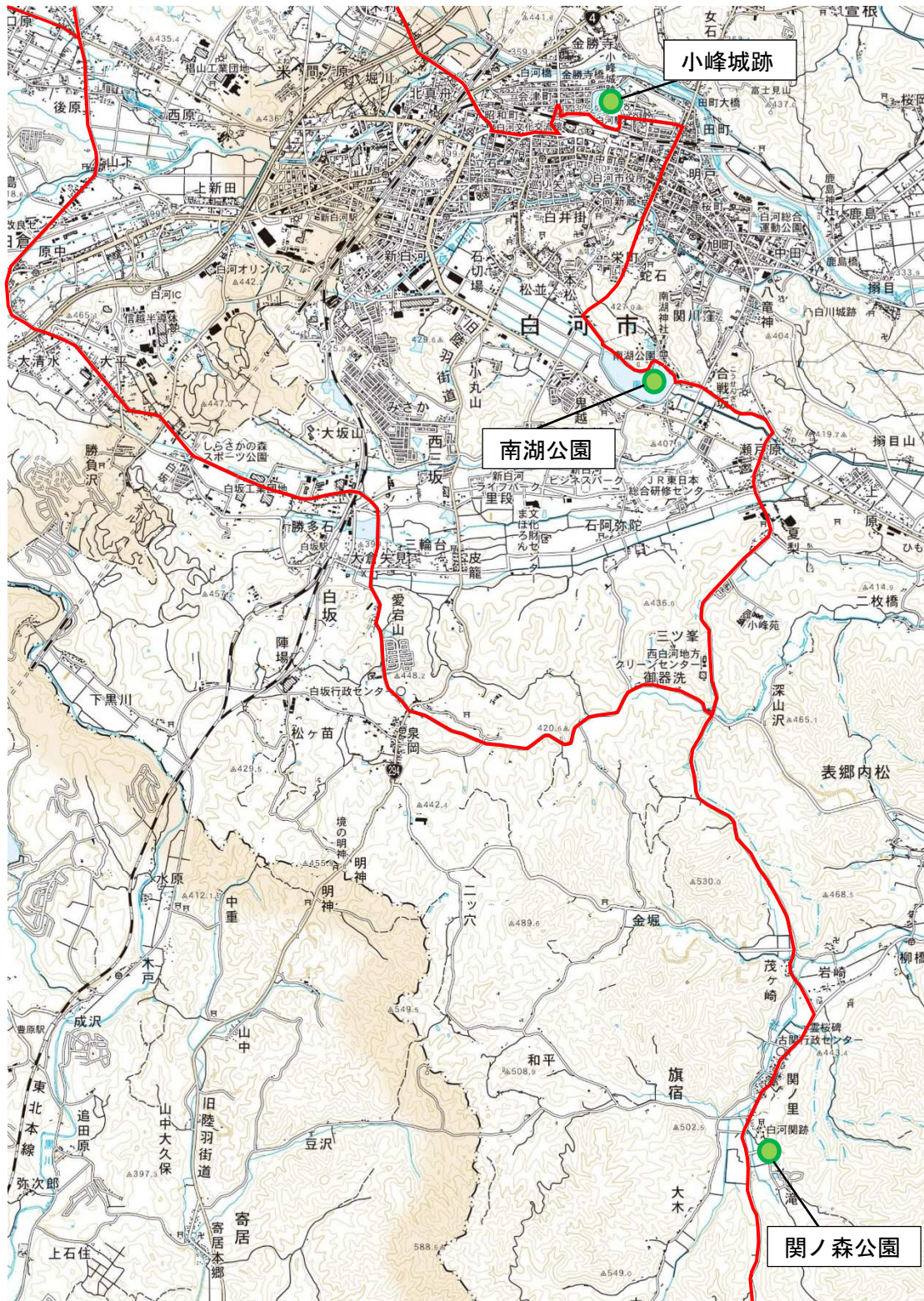


図4-2 やまなみ周遊コースMAP

(4) 自転車ネットワーク整備路線

独立専用自歩道ややまなみ周遊コースを基本路線として、市内の主要観光施設や運動施設、中学校・高等学校、近隣町村等を結ぶ路線を第1次対象路線として整備します。



図4-3 自転車ネットワーク整備路線①（市街地拡大図）

凡	例
	独立専用自歩道
	やまなみ周遊コース
	市内観光施設の連絡道路
	通学路
	近隣市町村との連絡道路



図4-4 自転車ネットワーク整備路線②（大信地区周辺その1）











凡 例	
	独立占用自歩道
	やまなみ周遊コース
	市内観光施設の連絡道路
	通学路
	近隣市町村との連絡道路



図4-5 自転車ネットワーク整備路線③（大信地区周辺その2）

凡 例	
	独立占用自歩道
	やまなみ周遊コース
	市内観光施設の連絡道路
	通学路
	近隣市町村との連絡道路

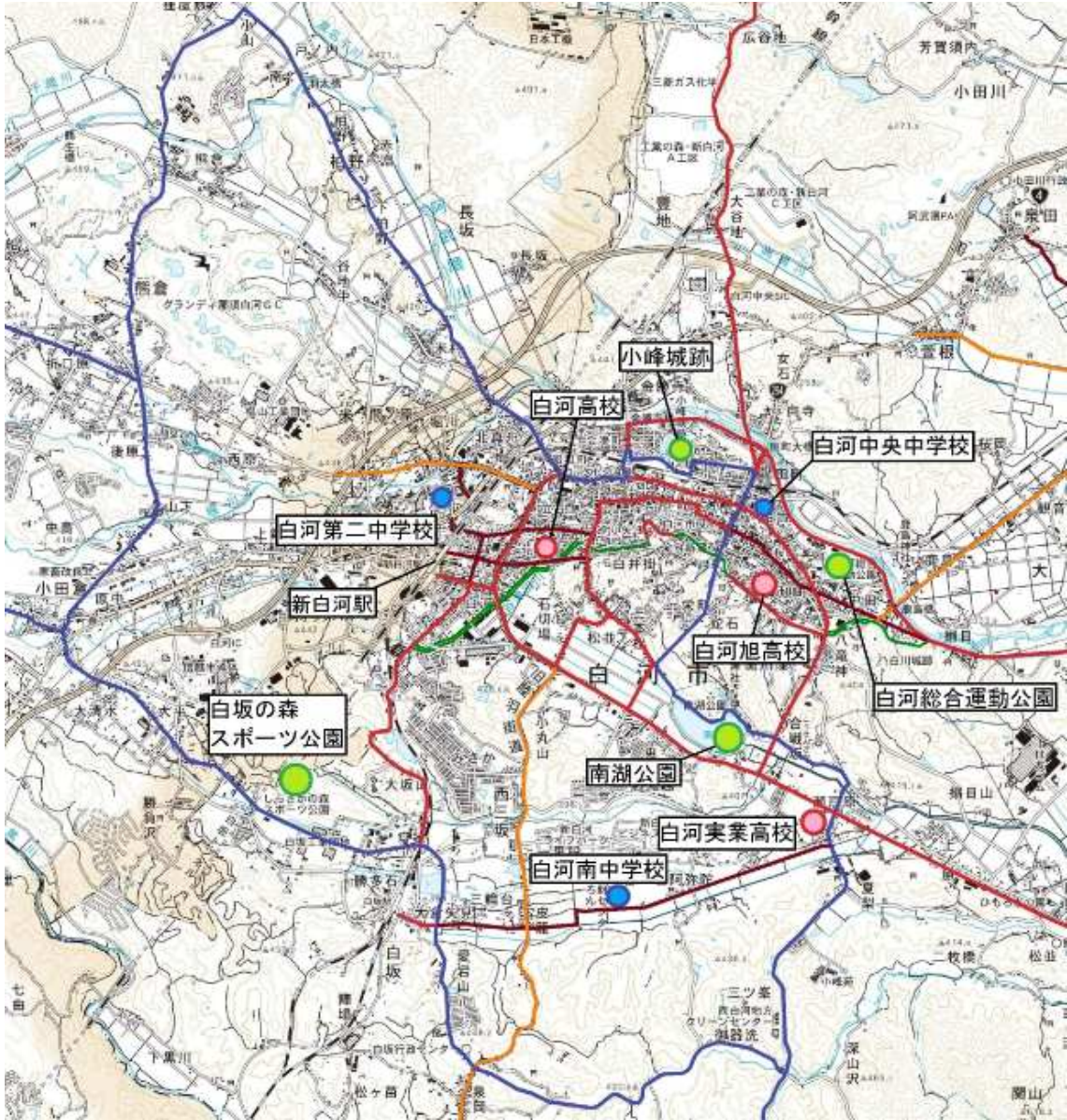


図 4-6 自転車ネットワーク整備路線④（旧市内、白坂地区周辺）






凡 例	
	独立占用自歩道
	やまなみ周遊コース
	市内観光施設の連絡道路
	通学路
	近隣市町村との連絡道路



図 4-7 自転車ネットワーク整備路線⑤（大沼、小田川、五箇地区周辺）






凡 例	
	独立占用自歩道
	やまなみ周遊コース
	市内観光施設の連絡道路
	通学路
	近隣市町村との連絡道路



図4-8 自転車ネットワーク整備路線⑥（東地区周辺）






凡	例
	独立占用自歩道
	やまなみ周遊コース
	市内観光施設の連絡道路
	通学路
	近隣市町村との連絡道路



図4-9 自転車ネットワーク整備路線⑦（旗宿地区周辺）











凡 例	
	独立占用自歩道
	やまなみ周遊コース
	市内観光施設の連絡道路
	通学路
	近隣市町村との連絡道路



図4-10 自転車ネットワーク整備路線⑧（表郷地区周辺）

凡 例	
	独立占用自歩道
	やまなみ周遊コース
	市内観光施設の連絡道路
	通学路
	近隣市町村との連絡道路

○自転車ネットワーク対象路線一覧

種別	路線名	種別	路線名
1 国道	国道294号(現道、白河バイパス含む)	34 市道	せせらぎ通り風神下線
2 国道	国道289号	35 市道	せせらぎ通り三番町線
3 県道	白河羽鳥線	36 市道	せせらぎ通り向新蔵線
4 県道	伊王野白河線	37 市道	せせらぎ通り古高山線
5 県道	南湖公園線	38 市道	せせらぎ通り高山西線
6 県道	白坂関辺線	39 市道	せせらぎ通り八竜神線
7 県道	白坂停車場線	40 市道	せせらぎ通り結城線
8 県道	白坂停車場小田倉線	41 市道	せせらぎ通り金鈴線
9 県道	白河停車場線	42 市道	せせらぎ通り転坂線
10 県道	中野番沢線	43 市道	せせらぎ通り新白河二丁目線
11 県道	矢吹天栄線	44 市道	せせらぎ通り南登り町線
12 県道	白河石川線	45 市道	風神下蛇石線
13 県道	棚倉矢吹線	46 市道	旭町2号線
14 県道	釜子金山線	47 市道	豊年線
15 県道	塙泉崎線	48 市道	豊年2号線
16 県道	社田浅川線	49 市道	金鈴線
17 県道	母畑白河線	50 市道	中寺栃本線
18 県道	久田野停車場線	51 市道	梁森中寺線
19 県道	高萩久田野停車場線	52 市道	鶴子山下谷地線
20 市道	南湖線	53 市道	松上越堀線
21 市道	南湖池下裏線	54 市道	吉ノ目正殿山線
22 市道	南湖周囲線	55 市道	和田久ノ内線
23 市道	駅前東線	56 市道	古館赤坂線
24 市道	昭和町白坂線	57 市道	北町蕪内線
25 市道	城山線	58 市道	釜子反町線
26 市道	道場小路金勝寺線	59 市道	泉田大和田線
27 市道	南湖関辺線	60 市道	白河駅十文字線
28 市道	白河駅八竜神線	61 市道	登町線
29 市道	瀬戸原合戦坂線	62 市道	新白河13号線
30 市道	八竜神関辺線	63 市道	和尚壇1号線
31 市道	西郷搦目線	64 市道	三森瀬ヶ野線
32 市道	立石昭和町線	65 他	こみねあぶくまサイクリングロード
33 市道	芦ノ口泉崎線		



① 案内看板 (イメージ図 1)



② 案内看板 (イメージ図 2)

5 計画の推進について

(1) 計画の推進体制

国・県、市、関係団体等がそれぞれの役割を認識し、連携しながら自転車活用の推進に向けて取り組みます。

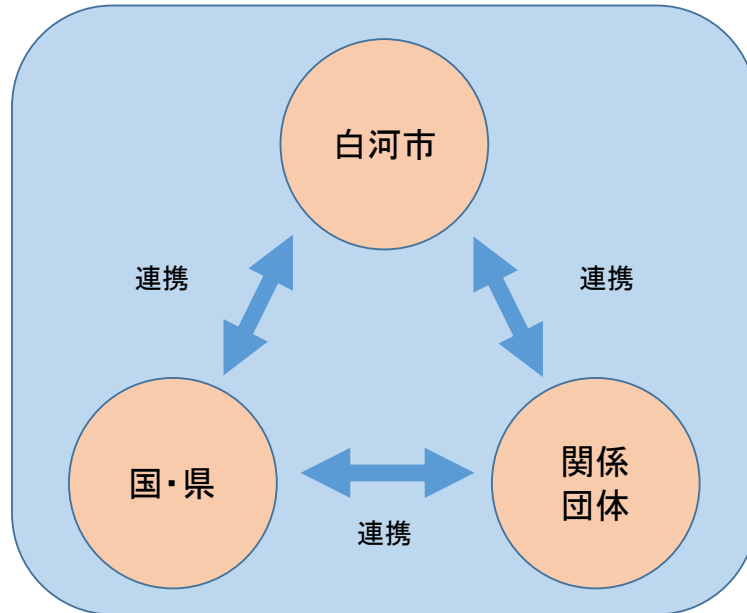


図5-1 計画の推進体制

(2) 計画のフォローアップ及び見直し方法

計画の進行管理にあたっては、各取組の実施主体が事業のPDCAサイクルを着実に展開していきます。

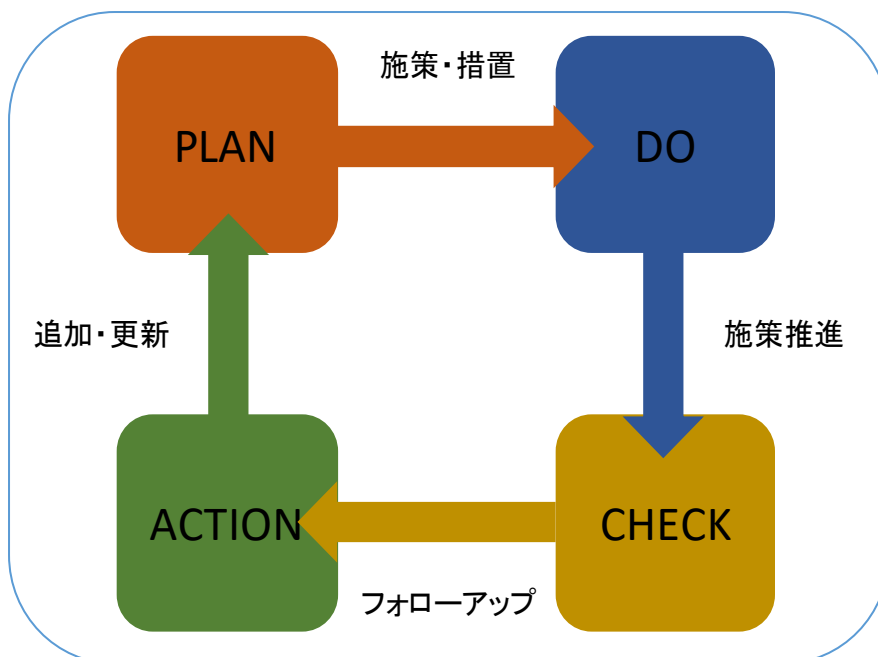


図5-2 PDCAサイクル

